

平成26年 第3回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 平成26年3月28日(金) 午後3時00分～午後3時15分
2. 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 委員長 滝内 秀昭
4. 委員の出席 滝内 秀昭 川畑 徹朗 廣山 義章
5. 委員の欠席 小林 万理子 木下 誠
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席

管理部長	谷澤 伸二	学校指導課長	春名 潤一
学校教育部長	太田 洋子	学校改革・学事課長	大村 寿一
生涯学習部長	田中 裕之	学校給食センター所長	松浦 洋一
教育長付参事	大西 俊己	スポーツ振興課長	谷 泰史
教育長付参事	堀口 明伸	公民館長	池田 真美
生涯学習部参事	綾野 昌幸	図書館長	田中 茂
学校教育室長	峰松 誠治	博物館長	亀田 浩
総合教育センター所長	江原 礼子	人権教育担当主幹	松山 和久
学校教育部副参事	村上 順一	学校指導課	前田 徳三
生涯学習部副参事	小長谷正治	少年愛護センター主査	米田 博一
人権教育室長	大野 浩史	中学校給食推進班主査	吉田 卓
職員課長	升井 竜雄	教育総務課長	中井 秀典
施設課長	田原 安治	教育総務課副主幹	乾 義昭
教育施策企画担当主幹	花光 潤一	教育総務課	山本 逸美

8. 議 事

- (1) 開会宣言 滝内委員長(午後3時00分)
- (2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

日程第	1	議案第23号の審議
日程第	2	議案第24号の審議
日程第	3	議案第25号の審議

(3) 議案第23号の審議(日程第1)

滝内委員長より「議案第23号 伊丹市いじめ防止等対策審議会規則の制定について」を議題とする旨の発議がなされ、学校教育部長から、「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する事項や、法第28条第1項の規定に基づく調査についての審議をするために、今議会で設置が決まりました伊丹市いじめ防止等対策審議会の組織および運営に関する必要な事項を定める

ために、いじめ防止等対策審議会規則を制定しようとするものです。」との説明がなされ、質疑応答なく、全委員一致で「議案第23号」を原案のとおり可決。

(4) 議案第24号の審議（日程第2）

滝内委員長より「議案第24号 伊丹市社会教育委員会議規則の制定について」を議題とする旨の発議がなされ、生涯学習部長から、「伊丹市社会教育委員については、社会教育法に基づき、伊丹市社会教育委員設置条例を制定し、社会教育の諸課題について、会議を開催し、審議してきました。また、社会教育委員の会議については、社会教育法第17条第1項第2号の規定により開催してきましたが、この度社会教育委員の委嘱に関して設置条例の改正を行うにあたり、法制課より会議規則を制定し、組織および会議の運営を明確にしたほうがよいという指摘をうけ、今回制定しようとするものです。」との説明がなされ、質疑応答なく、全委員一致で「議案第24号」を原案のとおり可決。

(5) 議案第25号の審議（日程第3）

滝内委員長より「議案第25号 伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針について」を議題とする旨の発議がなされ、学校教育部長から、「2月12日の教育委員会委員協議会における協議の後、2月18日に文教福祉常任委員協議会で提示し、2月20日から3月21日までのパブリックコメントを経て、本日ご審議いただくものです。」との説明がなされ、質疑応答の後、全委員一致で「議案第25号」を原案のとおり可決。

質疑応答

川畑委員 確認だが、以前の内容と基本的には変わっていないか。

太田部長 はい。

川畑委員 16ページの⑧の後ろから5行目ぐらいに「ストレスへの対処の方法等を身につけさせることにも留意する。」と付け加えてもらったが、この場所は収まりが悪い。規範意識の中に入っているように思うのだが、規範意識なのか、自己指導能力なのか、あるいは、15ページ「豊かな体験活動を通じた心の教育の充実」の項目に、広く心の教育という位置づけで付け加えた方がいいのか、今回はこのままとして、来年度改訂の時に、このストレスへの対処の位置づけを、⑧の中でも自己指導能力に近いほうに位置づける等、慎重に検討してもらいたいと思う。

滝内委員長 次回改定時に配慮するという事でお願いします。この文章が挿入されることには非常に意味があると思う。どこに収めるべきか、次回改定時に検討して下さい。

(7) 閉会宣言

滝内委員長 (午後3時15分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長

滝内 秀昭